

令和 8 年度 第 3 回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和 8 年 6 月 2 5 日 (木)			
開 催 場 所	役場 2 階 第 1 会議室			
開 催 日 時	令和 8 年 6 月 2 5 日 午後 1 時 3 0 分 開 会			
	令和 8 年 6 月 2 5 日 午後 3 時 0 2 分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	具志 俊仁	5 番	大城 正和
	2 番	内間 正樹	6 番	玉城 健次
	3 番	宮嶋 扶喜子	7 番	平安山 良也
	4 番	喜屋武 和徳	8 番	米須 清和
欠 席 委 員 番 号	4 番	喜屋武 和徳	5 番	大城 正和
	6 番	玉城 健次		
議事録署名委員	7 番	平安山 良也	1 番	具志 俊仁

日程第 1 議事録署名委員及び書記の指名について

日程第 2 会期の日程について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	今帰仁村農業委員会会議規則第 1 1 条の規定により、ただ今から令和 8 年度 第 3 回今帰仁村農業委員会総会を開会します。 委員は 5 名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
議 長 (日程第 1)	これより議事に入ります。 日程第 1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。

	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、書記には高良 琴美（たから ことみ）さん、議事録署名委員には、7 番 平安山 良也（へんざん よしや）委員、1 番 具志 俊仁（ぐし としひと）委員を指名します。
議 長 (日程第 2)	日程第 2 会期の日程について、本総会の会期は本日 1 日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、会期は本日 1 日間と決定します。
議 長 (日程第 3)	日程第 3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	(諸般の報告) 報告 1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告 2 農地法第 3 条の 3 の届出について 報告 3 令和 8 年度「8. 1 調査」について 以上です。
議 長 (日程第 4)	それでは、日程第 4 議案の宣告をいたします。 議案第 10 号 農地法第 3 条許可の取消し願いについて 議案第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 12 号 現況証明願いについて 議案第 13 号 非農地証明願いについて 議案第 14 号 農地法第 5 条許可の取消し願いについて 議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 以上です。 本日の提案された議案第 10 号から第 15 号までですが、そのうち現地資料確認を必要とするものが 19 件ございます。現地資料確認を行った後に審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。

	(異議なし)
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。
	休憩 午後 1 時 42 分 再開 午後 2 時 35 分
議 長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第10号「農地法第3条許可の取消し願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから、議案第10号「農地法第3条許可の取消し願いについて」説明いたします。 お手元の議案書 1 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、議案第10号「農地法第3条許可の取消し願いについて」の内容を説明) 以上です。
議 長	ただ今、事務局説明がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第10号「農地法第3条許可の取消し願いについて」異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	議案第10号「農地法第3条許可の取消し願いについて」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番から4番を議題とします。事務局の説明をお願い

	します。
事 務 局	それでは私のほうから議案第 1 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番から 4 番について説明いたします。 お手元の議案書 2 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 1 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容を説明) 事務局といたしましては、4 ページから 7 ページにあります【別添】「3 条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 1 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 1 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番については、1 5 0 日以上従事する新規就農者で、令和 8 年 5 月 1 5 日に申請者と面接を行いました。 申請内容を確認したところ、申請者は沖縄在来植物の栽培・販売を通し、チョウが生息できる畑の再生を目指しており、将来的には天然記念物を含むチョウの生息地として、畑のインターネットライブ配信や学校・企業の研修受入れを計画しています。5 月 3 1 日に地元住民への説明会を行ない、住民や近隣の農業関係者の理解が得られており、地元委員としては問題はないと思います。以上です。
議 長	続きまして、議案第 1 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 1 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番については、1 8 0 日以上従事する新規就農者で、令和 8 年 6 月 1 7 日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては問題はないと思います。以上です。

議 長	続きまして、議案第 11 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 11 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番については、150 日以上従事する新規就農者で、令和 8 年 6 月 17 日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては問題はないと思います。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 11 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番から 4 番について、異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	議案第 11 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番から 4 番は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 11 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 5 番から 9 番を議題とします。 農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、会長 米須清和は退席します。(米須清和 委員退席)
職 務 代 理 者	米須清和会長が退席されましたので、会長に代わり職務代行者の平安山良也が進行を務めます。事務局の説明をお願いします。
	それでは私のほうから議案第 11 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 5 番から 9 番について説明いたします。 お手元の議案書 2, 3 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 11 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容を説明)

	事務局といたしましては、８ページにあります 【別添】「３条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。以上です。
職務代理者	ただ今、事務局説明がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
職務代理者	議案第１１号「農地法第３条の規定による許可申請について」整理番号５番から９番について、異議はございませんか。
	(異議なし)
職務代理者	議案第１１号「農地法第３条の規定による許可申請について」整理番号５番から９番は異議なしと認め、可決決定いたします。 米須清和会長は着席をお願いします。(米須清和 会長着席) 議事進行を、会長に戻します。
議長	続きまして、議案第１２号「現況証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、私のほうから議案第１２号「現況証明願いについて」説明いたします。お手元の議案書９ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第１２号「現況証明願いについて」の内容を説明) 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認等を踏まえ、農地法第２条に規定する農地又は採草放牧地でないことについて可否の意見を求めます。以上です。
議長	ただ今、事務局説明がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議長	議案第１２号「現況証明願いについて」異議はございませんか。
	(異議なし)

議 長	議案第 1 2 号「現況証明願いについて」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 1 3 号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第 1 3 号「非農地証明願いについて」を説明いたします。お手元の議案書 1 0 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第 1 3 号「非農地証明願いについて」を説明) 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認等を踏まえ、農地法第 2 条に規定する農地又は採草放牧地でないことについて可否の意見を求めます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 1 3 号「非農地証明願いについて」、整理番号 2 番については多数決としたいと思います。賛成と思う方は挙手をお願いします。 賛成なしにより、整理番号 2 番については否決としてよろしいでしょうか。
	(異議なし)
	議案第 1 3 号「非農地証明願いについて」、整理番号 2 番については否決といたします。 続きまして、議案第 1 3 号「非農地証明願いについて」、整理番号 1 番と 3 番について、異議はございませんか。
	(異議なし)
	議案第 1 3 号「非農地証明願いについて」整理番号 1 番、3 番は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 1 4 号「農地法第 5 条許可の取消し願いについて」

	を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは私のほうから議案第14号「農地法第5条許可の取消願いについて」を説明いたします。 お手元の議案書 11ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第14号「農地法第5条許可の取消願いについて」の内容を説明) 以上です。
議長	ただ今、説明がありました本件について、補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議長	議案第14号「農地法第5条許可の取消願いについて」、異議はございませんか。
	(異議なし)
議長	議案第14号「農地法第5条許可の取消願いについて」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは私のほうから議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について説明いたします。お手元の議案書 12ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」の内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他2種農地として判断しました。以上です。
議長	ただ今、説明がありました本件について、本件に係る面接を行っ

	た委員から報告をお願いします。
委 員	議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、令和8年6月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については、異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について説明いたします。お手元の議案書12ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請についての内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他2種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました本件について、本件に係る面接を行っ

	た委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 15 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について、令和 8 年 6 月 17 日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 15 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について、異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	議案第 15 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番については、異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 15 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第 15 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番について説明いたします。お手元の議案書 12 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第 15 号「農地法第 5 条の規定による許可申請についての内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他 2 種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました本件について、本件に係る面接を行っ

	た委員から報告をお願いします。
委 員	議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について、令和8年6月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について、異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番については、異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について説明いたします。お手元の議案書12ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請についての内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他2種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました本件について、本件に係る面接を行っ

	た委員から報告をお願いします。
委 員	議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について、令和8年6月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について、異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番については、異議なしと認め、可決決定いたします。

[illegible]

